

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	子ども・子育てに関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長久手市は、子ども・子育てに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長久手市役所

公表日

令和6年7月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育てに関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、子ども及びその保護者が子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助、関係機関との連絡調整、子どものための教育・保育給付に関する事務を行う。 具体的な事務の流れは以下のとおり。 ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請、当該申請に係る事実についての審査及びその応答 ②子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理 ③子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更申請、当該変更申請に係る事実についての審査及びその応答 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に関する事実についての審査及びその応答 ⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに関する事実についての審査及びその応答 ⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請及びその応答 ⑦保育園入所(変更)申込、退所届に係る事実についての審査及びその応答 支給認定申請、保育の必要性に関する事項等の届出、保育園入所申込は、窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能にて受領し、申請不備等の通知は、電話、郵送、マイナポータルのお知らせ機能で行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子機能検索
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠: 番号法第19条第7号別表第2 第113項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 行政課 庶務係 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 行政課 庶務係 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月26日	Ⅱ しきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点		
令和6年7月8日	Ⅱ しきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点		